

令和8年度岡山県主任介護支援専門員更新研修に係る履修の取扱い

1 受講スケジュール

《主任更新研修》	46 時間
オリエンテーション 配信期間：令和8年9月25日(金)～9月28日(月)	(30分)
資格更新の手続きに関する説明	(15分)
①動画配信科目 配信期間：令和8年10月1日(木)～10月15日(木)	
・介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	3時間
・ケアマネジメントの実践における倫理	2時間
・リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	2時間
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント(講義)	1時間
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(2) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(3) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(4) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(5) 心疾患のある方のケアマネジメント(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(6) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(7) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例(講義)	1時間15分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(8) 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が 必要な事例のケアマネジメント(講義)	1時間15分
②1日目 会場研修 ケアマネジメント演習	
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	2時間
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(3) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	4時間45分
③2日目 会場研修 ケアマネジメント演習	
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(2) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	3時間45分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(4) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	3時間45分
④3日目 会場研修 ケアマネジメント演習	
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(5) 心疾患のある方のケアマネジメント	3時間45分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(6) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	3時間45分
⑤4日目 会場研修 ケアマネジメント演習	
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(7) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	2時間45分
・主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(8) 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が 必要な事例のケアマネジメント	4時間45分

2 出席の確認等

【動画配信科目】

定められた期日までに動画の視聴を完了すること。

<受講上の留意点>

スマートフォン、タブレット端末等による視聴は不具合等の発生の可能性があり推奨しない。そのため、パソコンの準備が必要となる。また、インターネットに接続できる通信環境を各自で準備すること。（固定回線やWi-Fi環境等）

【会場での研修】

受講日ごとにバーコード受講票により受付を行い、指定された席で受講すること。

3 受講日の変更

指定された受講日に出席できない場合は、事前に研修実施機関に「受講日変更願」（別記様式1）を提出し、別途指定された日時で受講すること。

なお、受講日を変更できない時点（他日程が終了した後）で申し出た場合及び1日程しかない受講日を欠席した場合は、6（1）の場合を除き、当該日程の科目を受講できない。

4 遅刻、早退、欠席

遅刻または早退により、1科目につき30分以上受講しなかったときは、当該科目を修了したと認めない。

遅刻、早退、欠席をする場合は、「遅刻・早退・欠席届」（別記様式2）を研修実施機関に提出すること。

5 研修の修了

全科目を修了した受講者に、主任介護支援専門員更新研修修了証書を交付する。

次の5（1）に該当する受講者には、履修済科目を記載した履修記録表を交付する。

全科目を修了しなかった受講者で、次の5（1）に該当しない者は、翌年度以降に改めて全科目を受講すること。

6 未履修科目の取扱いについて

受講者の負担軽減等のため、（1）の要件を満たす場合は、補講として未履修科目を受講することを認める。

（1）次のいずれかに該当する者

- ・忌引き（3親等以内の親族の死亡）【告別式の通知等が必要】
- ・事故・災害等によるもの【事故証明書・罹災証明書等（写し可）】
- ・受講者の病気療養・入院・感染症の罹患【医師の診断書等が必要】
- ・公共交通機関の遅延【公共交通機関が発行する遅延証明書が必要】
- ・その他やむを得ない事情として県が認めた場合

（2）補講の方法

動画配信科目・・・研修動画配信システムより受講

演習関係科目・・・翌年度等に未履修科目を受講

（3）補講の費用

補講料（翌年度に受講した場合は、翌年度の受講料）を以下のとおり徴収する。

- ・動画配信補講・・・4,700円
- ・会場研修補講・・・1日につき4,700円

（4）修了証書の交付について

未履修科目の補講の修了をもって、当該修了日で、修了証書を交付する。

7 再講義の実施について

感染症の拡大や災害の発生の恐れがある場合等、県が必要と認めた場合は、別途再講義を実施することがある。